

放送法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条—第二条の二）

第二章の二 放送番組の編集等に関する通則（第三条—第六条の二）

第二章 日本放送協会

第一節 通則（第七条—第八条の四）

第二節 業務（第九条—第十二条）

第三節 経営委員会（第十三条—第二十三条の二）

第四節 監査委員会（第二十三条の三—第二十三条の九）

第五節 役員及び職員（第二十四条—第三十一条）

第六節 受信料等（第三十二条—第三十五条）

第七節 財務及び会計（第三十六条—第四十三条）

第八節 放送番組の編集に関する特例（第四十四条—第四十六条）

第九節 雜則（第四十七条—第五十条）

第二章の二 放送大学学園（第五十条の二—第五十条の四）

第三章 一般放送事業者（第五十一条—第五十二条の八）

第三章の二 受託放送事業者（第五十二条の九—第五十二条の十）

（二）

第三章の三 委託放送事業者（第五十二条の十三—第五十二条の二十八）

目次

第一章 総則（同上）

第二章の二 放送番組の編集等に関する通則（第三条—第六条の二）

第二章 日本放送協会（第七条—第五十条）

（二）

現 行

第三章の四 認定放送持株会社（第五十二条の二十九—第五十二条の三十七）

第四章 放送番組センター（第五十三条—第五十三条の七）

第五章 雜則（第五十三条の八—第五十三条の十三）

第六章 罰則（第五十四条—第五十九条）

附則

第一章 総則

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一（一）（略）

二（一）「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。

二（二）「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。

二（二）（三）（二）（五）（略）

二（三）（四）（略）

二（五）「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。

二（六）（三）（六）（略）

三（七）「邦人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際

第四章（同上）

第五章（同上）

第六章（同上）

附則

第一章（同上）

（定義）

第二条（同上）

一（一）（同上）

二（一）（二）（三）（同上）

二（三）（四）（同上）

二（五）「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（文字、図形その他の影像（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものを含む。）をいう。

二（六）（三）（六）（同上）

放送業務のうち、邦人向けの放送番組を放送させるものをいう。

三の八 「外国人向け委託協会国際放送業務」とは、委託協会国際放送業務のうち、外国人向けの放送番組を放送させるものをいう。

四〇六 (略)

(放送普及基本計画)

第二条の二 総務大臣は、放送（委託して放送をさせることを含む。次項第一号、第七条、第九条第一項第三号、第二項第二号、第七号及び第八号並びに第六項、第三十四条第一項、第五十二条の十三第一項第四号並びに第五十三条第一項において同じ。）の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2〇6 (略)

第二章 日本放送協会

第一節 通則

(目的)

第七条 (略)

(法人格)

(放送普及基本計画)

第二条の二 総務大臣は、放送（委託して放送をさせることを含む。次項第一号、第七条、第九条第一項第三号、第二項第五号及び第六号並びに第六項、第三十四条第一項、第五十二条の十三第一項第四号、第五十三条第一項並びに第五十三条の十二第一項において同じ。）の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

2〇6 (同上)

第二章 (同上)

(目的)

第七条 (同上)

(法人格)

第八条 (略)

(事務所)

第八条の二 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

2| 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(定款)

第八条の三 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

一| 目的

二| 名称

三| 事務所の所在地

四| 資産及び会計に関する事項

五| 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項

六| 業務及びその執行に関する事項

七| 放送債券の発行に関する事項

八| 公告の方法

2| 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

(登記)

第八条の四 協会は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

2| 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第八条 (同上)

第二節 業務

(業務)

第九条 協会は、第七条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～三 (略)

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け委託協会国際放送業務及び外国人向け委託協会国際放送業務を行うこと。

2 協会は、前項の業務のほか、第七条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したもの）を含む。次号において「既放送番組等」という（）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第二百四十四号）第二条第一項に規定する有線放送に該当するものを除く。）。

三 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供すること。

四 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者又は外国有線放送事業者（外国において有線放送（公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）に提供すること（前号に掲げるものを除く。）。

五 前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるもの

(業務)

第九条 (同上)

一～三 (同上)

四 国際放送及び委託協会国際放送業務を行うこと。

一 (同上)

二 前項の業務に附帯する業務を行うこと。

三 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者又は外国有線放送事業者（外国において有線放送（公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）に提供すること。

を除く。)。

六〇八 (略)

3〇6 (略)

7| 協会は、外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たつては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。

8| 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

9| 協会は、第二項第二号の業務を行うときは、総務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

10| 協会は、第二項第八号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

11| (略)

(外国人向け委託協会国際放送業務の方法)

第九条の二 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社（協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の協会がその経営を支配する法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第五十八条第二項において同じ。）として保有しなければならない。

一 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送

四〇六 (同上)

3〇6 (同上)

7| (同上)

8| 協会は、第二項第六号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

9| (同上)

番組を制作すること。

二 協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して放送させること。

2 協会は、テレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務を行うに当たつては、当該業務を円滑に遂行できるようするために協会が定める基準に従い、当該業務の一部を前項に規定する子会社に委託しなければならない。

3 協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第九条の二の二 協会は、前条第一項に規定する子会社に対しても出資する場合のほか、第九条第一項又は第二項の業務を遂行するためには必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構及び有線テレビジョン放送法第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者その他第九条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

(業務の委託)

第九条の三 協会は、第九条の二第二項の場合のほか、第九条第一

(独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第九条の二 協会は、前条第一項又は第二項の業務を遂行するためには必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人情報通信研究機構及び有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第二百四十四号)第二条第三項に規定する有線テレビジョン放送施設者その他第九条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。

(業務の委託)

第九条の三 協会は、第九条第一項の業務又は第三十三条第一項若

項の業務又は第三十三条第一項若しくは第三十四条第一項の規定によりその行う業務（次項において「第九条第一項の業務等」という。）については、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

2・3 (略)

(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の実施)

第九条の四 (略)

2 第五十二条の十三第二項及び第三項の規定は前項の認定の申請について、第五十二条の十四の規定は同項の認定について、第五十二条の十五第一項、第五十二条の十七、第五十二条の十九及び第五十二条の二十一から第五十二条の二十六までの規定は前項の認定を受けた協会について準用する。この場合において、第五十二条の十五第一項、第五十二条の二十一、第五十二条の二十二及び第五十二条の二十四第二項第二号中「第五十二条の十三第一項の認定」とあるのは「第九条の四第一項の認定」と、第五十二条の十七第二項中「受託内外放送」とあるのは「受託協会国際放送」と、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四中「委託放送業務」と、第五十二条の二十六中「第五十二条の二十の規定による業務の廃止の届出を受けたとき」とあるのは「第四十八条第三項において準用する同条第一項の規定により第九条の四第一項の認定を受けた委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の廃止の認可をしたとき」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えるものとする。

2・3 (同上)

(委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の実施)

第九条の四 (同上)

2 第五十二条の十三第二項及び第三項の規定は前項の認定の申請について、第五十二条の十四の規定は同項の認定に、第五十二条の十五第一項、第五十二条の十七、第五十二条の十九及び第五十二条の二十一から第五十二条の二十六までの規定は前項の認定を受けた協会に準用する。この場合において、第五十二条の十五第一項、第五十二条の二十一、第五十二条の二十二及び第五十二条の二十四第二項第二号中「第五十二条の十三第一項の認定」とあるのは「第九条の四第一項の認定」と、第五十二条の十七第二項中「受託内外放送」とあるのは「受託協会国際放送」と、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四中「委託放送業務」とあるのは「第九条の四第一項の認定」と、第五十二条の二十六中「第五十二条の二十の規定による業務の廃止の届出を受けたとき」とあるのは「第四十八条第三項において準用する同条第一項の規定により第九条の四第一項の認定を受けた委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務の廃止の認可をしたとき」と、「当該届出認可」と読み替えるものとする。

第九条の六 委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会について第四条第一項及び第二項並びに第六条の規定を適用する場合においては、第四条第一項中「した」というとあるのは「委託して行わせた」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならない」とあるのは「委託して行わせなければならない」と、同条第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と読み替えるものとする。

2 委託国内放送業務を行う場合における協会について第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二の規定を適用する場合においては、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

(事務所)

第十条 協会は、主たる事務所を東京都に置く。

第十条 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第十条 協会は、第九条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け委託協会国際放送業務（第九条の二第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該業務を実施するため特に必要があると認めるときは、一般放送事業者（受託放送事業者を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必

必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

2| 協会は、前項に規定する基準及び方法を定め、又はこれらを変更しようとすることは、第四十四条の二第一項に規定する国際放

更しようにするときは、第四十四条の二第一項に規定する国際放送番組審議会に諮問しなければならない。

3| 前項の国際放送番組審議会は、同項の規定により諮問を受けた場合には、一般放送事業者の意見を聴かなければならぬ。

4| 協会は、第一項に規定する基準及び方法を定めたときは、遅滞なく、その基準及び方法を総務大臣に届け出なければならぬ。これらを変更した場合も、同様とする。

第十一条 委託国内放送業務又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会においては、第四条第一項及び第二項並びに第六条の規定を適用する場合においては、第四条第一項中「したという」と

あるのは「委託して行わせたという」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならない」とあるのは「委託して行わせなればならない」と、同条

第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と読み替えるものとする。

2| 委託国内放送業務を行う場合における協会について第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二の規定を適用する場合においては、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第六条の二中「国内放送を行う」とある

(定款)

第十一条 協会は、定款をもつて、左の事項を規定しなければならない。

- 一| 目的
- 二| 名称
- 三| 事務所の所在地
- 四| 資産及び会計に関する事項
- 五| 経営委員会、理事会及び役員に関する事項
- 六| 業務及びその執行に関する事項
- 七| 放送債券の発行に関する事項
- 八| 公告の方法

2| 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

のは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

(苦情処理)

第十二条 協会は、その業務に関して申出のあつた苦情その他の意見については、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(登記)

第十二条 協会は、主たる事務所の変更、従たる事務所の新設その他政令で定める事項について、政令で定める手続により登記しなければならない。

2| 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければならない。
ば、これをもつて第三者に対抗することができない。

第三節 経営委員会

(経営委員会の設置)

第十三条 協会に経営委員会を置く。

(経営委員会の設置及び権限)

第十三条 (同上)

2| 経営委員会は、協会の経営方針その他その業務の運営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する。

(経営委員会の権限等)

第十四条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の決定

イ 協会の経営に関する基本方針

ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項

ハ 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他協会の業務の適正を確

第十四条 次の事項は、経営委員会の議決を経なければならない。
ただし、経営委員会が軽微と認めた事項については、この限りでない。

一 収支予算、事業計画及び資金計画

二 収支決算

三 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止

四 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始、休止及

保するためには、必要なものとして総務省令で定める体制の整備	二 収支予算、事業計画及び資金計画
ホ 第三十八条第一項の業務報告書及び第四十条第一項に規定する財務諸表	ヘ 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止（経営委員会が軽微と認めたものを除く。）
ト 委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の開始、休止及び廃止	チ 番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画
リ 定款の変更	ヌ 第三十二条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準
ル 放送債券の発行及び借入金の借入れ	ヨ 第三十二条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準
リ 土地の信託	ワ 第九条第九項に規定する基準
カ 第九条の二第二項及び第九条の三第一項に規定する基準	カ 第十条第一項に規定する基準及び方法
ヨ 第三十条の二に規定する給与等の支給の基準及び第三十条の三に規定する服務に関する準則	外 第三十条の二に規定する給与等の支給の基準及び第三十条の三に規定する服務に関する準則
レ 役員の報酬、退職金及び交際費（いかなる名目によるかを問わずこれに類するものを含む。）	レ 役員の報酬、退職金及び交際費（いかなる名目によるかを問わずこれに類するものを含む。）
リ その他経営委員会が特に必要と認めた事項	リ その他経営委員会が特に必要と認めた事項
二 役員の職務の執行の監督	二 役員の職務の執行の監督
2 経営委員会は、前項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令の定めるところにより、第三十二条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者	2 経営委員会は、前項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令の定めるところにより、第三十二条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならない者

五 第三条の三第一項に規定する番組基準及び放送番組の編集に び廃止	七 第三十二条の受信契約の条項及び受信料の免除の基準 関する基本計画
六 定款の変更	八 放送債券の発行及び借入金の借入
九 土地の信託	九 土地の信託
十 第九条の三第一項に規定する基準	十一 事業の管理及び業務の執行に関する規程
十一 役員の報酬、退職金及び交際費（いかなる名目によるかを 問わずこれに類するものを含む。）	十二 役員の報酬、退職金及び交際費（いかなる名目によるかを 問わずこれに類するものを含む。）
十三 その他経営委員会が特に必要と認めた事項	十三 その他経営委員会が特に必要と認めた事項

の意見を聴取するものとする。

(委員の任命)

第十六条 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。この場合において、その選任については、教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮しなければならない。

(委員の任命)

第十六条 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。この場合において、その選任については、教育、文化、科学、産業その他の各分野が公平に代表されることを考慮しなければならない。

2| 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならぬ。

3| 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

い。
一〇四 (略)

五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその

3| 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、第一項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならぬ。

4| (同上)

一〇四 (同上)

五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権若しくは支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその

法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間ににおいてこれらに該当した者を含む。）

六 放送事業者（受託放送事業者を除く。）、電気通信役務利用放送事業者、第五十二条の六の二第二項（電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。）に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者

七 （略）

（委員の権限）

第十六条の二 委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、協会の業務を執行することができない。

（退職）

第十八条 委員は、第十六条第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

（罷免）

第十九条 内閣総理大臣は、委員が第十六条第三項各号のいづれかに該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

その法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間ににおいてこれらに該当した者を含む。）

六 放送事業者（受託放送事業者を除く。）、電気通信役務利用放送事業者若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者

七 （同上）

（同上）

（退職）

第十八条 委員は、第十六条第三項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

（罷免）

第十九条 内閣総理大臣は、委員が第十六条第四項各号の一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

(委員の兼職禁止)

第二十二条 常勤の委員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。

(委員の報酬)

第二十二条 委員は、旅費その他業務の遂行に伴う実費を受けけるほか、その勤務の日数に応じ相当の報酬を受けることができる。

(経営委員会の運営)

第二十二条の二 経営委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、総務省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。

3 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第十二条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

4 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

5 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。

(議決の方法等)

第二十三条 経営委員会は、委員長又は第十五条第四項に規定する

委員長の職務を代行する者及び六人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 (略)

3 会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(議決の方法等)

第二十三条 (同上)

2 (同上)

3 会長及び監事は、第一項の会議に出席し、意見を述べることができる。

（議事録の公表）

第二十三条の二 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

第四節 監査委員会

（監査委員会の設置等）

第二十三条の三 協会に監査委員会を置く。

2 監査委員会は、監査委員三人以上をもつて組織する。

3 監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

（監査委員会による調査）

第二十三条の四 監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。

第二十三条の五 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査ができる。

2 監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3| 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4| 第一項及び第二項の監査委員は、当該各項の報告の徵収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならぬ。

(経営委員会への報告義務)

第二十三条の六 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

(監査委員による役員の行為の差止め)

第二十三条の七 監査委員は、役員が協会の目的の範囲外の行為その他の法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監査委員会の招集)

第二十三条の八 監査委員会は、各監査委員が招集する。

(監査委員会の議決の方法等)

第二十三条の九 監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

21 | 3 | 監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。

役員は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

4 | この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他監査委員会の運営に關し必要な事項は、監査委員会が定める。

第五節 役員及び職員

(役員)

第二十四条 協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長一人、副会長一人及び理事七人以上十人以内を置く。

(会長等)

第二十六条 (略)

2・3 (略)

4 | 会長、副会長及び理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事實を發見したときは、直ちに、当該事實を監査委員に報告しなければならない。

(役員)

第二十四条 協会に、役員として、経営委員会の委員の外、会長一人、副会長一人、理事七人以上十人以内及び監事三人以内を置く。

(会長等)

第二十六条 (同上)

2・3 (同上)

4 | 監事は、会長、副会長及び理事の行う業務を監査する。

5 | 監事は、その職務を行うため必要があるときは、その総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議

決権を含む。次項において同じ。)の過半数を協会及び子会社又は子会社(以下「子会社」という。)に対し、営業の報告を求める株式会社は、子会社とみなす。

6| 他の株式会社の総株主の議決権の過半数を協会及び子会社又は子会社が有するときは、この法律の規定の適用については、その株式会社は、子会社とみなす。

7| 監事は、第五項の規定により報告を求めた場合において、子会社が遅滞なく報告を行わないとき、又はその報告の真否を確かめるため必要があるときは、報告を求めた事項に関し、子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

8| 子会社は、正当な理由があるときは、第五項の規定による報告又は前項の規定による調査を拒むことができる。

9| 監事は、第四項の規定による監査の結果を経営委員会に報告するものとする。

第二十七条 (略)

2・3 (略)

4| 会長、副会長及び理事の任命については、第十六条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第六号中「放送事業者(受託放送事業者を除く。)、電気通信役務利用放送事業者(第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)に規定する有料放送管理事業者、第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社若しくは新聞社」とあるのは「新聞社」と、「十分の一以上を有する者」とあるのは「十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員(任命の日以前一年間においてこれらに

第二十七条 (同上)

2・3 (同上)

4| 監事は、経営委員会が任命する。

5| 会長、副会長、理事及び監事の任命については、第十六条第四項の規定を準用する。この場合において同項第六号中「放送事業者(受託放送事業者を除く。)、電気通信役務利用放送事業者若しくは新聞社」とあるのは「新聞社」と、「十分の一以上を有する者」とあるのは「十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員(任命の日以前一年間においてこれらに

「十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）」と読み替えるものとする。

第二十八条 会長及び副会長の任期は三年、理事の任期は二年とする。

2 会長、副会長及び理事は、再任されることができる。

3 (略)

第二十八条の二 経営委員会又は会長は、それぞれ第二十七条第一項から第三項までの規定により任命した役員が同条第四項において準用する第十六条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該役員が同項第六号の事業者又はその団体のうち協会がその構成員であるものの役員となつことにより同項第六号又は第七号に該当するに至つた場合を除くほか、これを罷免しなければならない。

第二十九条 経営委員会は、会長、監査委員若しくは会計監査人が職務の執行の任に堪えないと認めるとき、又は会長、監査委員若しくは会計監査人に職務上の義務違反その他会長、監査委員若しくは会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2 (略)

該当した者を含む。）」とそれぞれ読み替えるものとする。

第二十八条 会長及び副会長の任期は三年、理事及び監事の任期は二年とする。

2 会長、副会長、理事及び監事は、再任されることができる。

3 (同上)

第二十八条の二 経営委員会又は会長は、それぞれ第二十七条第一項から第四項までの規定により任命した役員が同条第五項において準用する第十六条第四項各号の一に該当するに至つたときは、当該役員が同項第六号の事業者又はその団体のうち協会がその構成員であるものの役員となつことにより同項第六号又は第七号に該当するに至つた場合を除くほか、これを罷免しなければならない。

第二十九条 経営委員会は、会長若しくは監事が職務の執行の任に堪えないと認めるとき、又は会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2 (同上)

(会長等の兼職禁止)

第三十条 (略)

2 会長、副会長及び理事は、放送事業（受託放送事業を除く。）、電気通信役務利用放送事業及び第五十二条の六の二第一項（電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。）に規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は第五十二条の三十一に規定する認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

(給与等の支給の基準)

第三十条の二 協会は、その役員の報酬及び退職金並びにその職員の給与及び退職金の支給の基準を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(服務に関する準則)

第三十条の三 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(民法等の準用)

第三十一条 (略)

(会長等の兼職禁止)

第三十条 (同上)

2 会長、副会長及び理事は、放送事業（受託放送事業を除く。）及び電気通信役務利用放送事業に投資してはならない。

(民法等の準用)

第三十一条 (同上)

第六節 受信料等

(受信契約及び受信料)

第三十二条 (略)

2・3 (略)

(国際放送の実施の要請等)

第三十三条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請し、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うことを要請することができる。

2 協会は、総務大臣から前項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

3 協会は、第一項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。

4 第九条第八項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第八項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(放送に関する研究)

第三十四条 総務大臣は、放送及びその受信の進歩発達を図るため必要と認めるときは、協会に対し、事項を定めてその研究を命ずることができる。

2 (略)

(受信契約及び受信料)

第三十二条 (同上)

2・3 (同上)

(国際放送等の実施の命令等)

第三十三条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うべきことを命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずることができる。

2 協会は、前項の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に委託する場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づきその者に係る中継国際放送を行うことができる。

3 第九条第七項の規定は、前項の協定に準用する。この場合において、同条第七項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

(放送に関する研究)

第三十四条 (同上)

2 (同上)

(国際放送等の費用負担)

第三十五条 第三十三条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は委託協会国際放送業務に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

2 第三十三条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えて範囲内でしなければならない。

第七節 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 (略)

(企業会計原則)

第三十六条の二 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(業務報告書の提出等)

第三十八条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国に報告しなければならない。

(国際放送等の費用負担)

第三十五条 前二条の規定により協会の行う業務に要する費用は、国の負担とする。

2 前二条の命令は、前項の規定により国が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

(事業年度)

第三十六条 (同上)

(業務報告書の提出等)

第三十八条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監事の意見書を添え、当該事業年度経過後二箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監事の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

3 (略)

(支出の制限等)

第三十九条 (略)

2 協会は、第九条第二項第二号及び第三項の業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(財務諸表の提出等)

第四十条 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これらに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 4 (略)

(会計監査人の監査)

第四十条の二 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の任命)

第四十条の三 会計監査人は、経営委員会が任命する。

2 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

3 (同上)

(支出の制限等)

第三十九条 (同上)

2 協会は、第九条第二項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(貸借対照表等の提出等)

第四十条 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を作成し、これに監事の意見書を添え、当該事業年度経過後二箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 4 (同上)

3| 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一| 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三| 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の権限等)

第四十条の四 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2| 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、協会の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3| 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4| 会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならない。

5| 監査委員会が選定した監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。

(会計監査人の任期)

第四十条の五 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第四十条第一項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

(放送債券)

第四十二条 (略)

257 (略)

8 前各項に定めるもののほか、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の社債に関する規定を準用する。

(放送債券)

第四十二条 (略)

257 (略)

8 前各項に定めるもののほか、放送債券に關し必要な事項については、政令の定めるところにより、会社法及び社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の社債に関する規定を準用する。

(放送等の休止及び廃止)

第四十三条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その放送局

を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。但し、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合

を除き、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の廃止又は休止に準用する。この場合において、第一項中「十二時間以上」とあるのは、「十二時間以上（委託協会国際放送業務にあつては、二十四時間以上）」と読み替えるものとする。

(放送番組の編集等)

第四十四条 (略)

2・3 (略)

4| 協会は、邦人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは邦人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、邦人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たつては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようにしなければならない。

5| 協会は、外国人向け国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは外国人向け受託協会国際放送（受託協会国際放送のうち、外国人向けの放送番組を放送するものをいう。）の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たつては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び文化交流の発展に資するようにしなければならない。

(広告放送等の禁止)

第四十六条 (略)

2・3 (略)

(放送番組の編集等)

第四十四条 (同上)

2・3 (同上)

4| 協会は、国際放送の放送番組の編集及び放送若しくは受託協会国際放送の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者に提供する放送番組の編集に当たつては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するとともに、海外同胞に適切な慰安を与えるようにしなければならない。

(広告放送等の禁止)

第四十六条 (同上)

2・3 (同上)

第九節 雜則

(放送設備の譲渡等の制限)

第四十七条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、放送設備の全部又は一部を譲渡し、賃貸し、担保に供し、その運用を委託し、その他いかなる方法によるかを問わず、これを他人の支配に属させることができない。

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、両議院の同意を得なければならぬ。ただし、協会が第九条第二項第六号又は第三項第一号の業務を行う場合については、この限りでない。

(放送等の休止及び廃止)

第四十八条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その放送局を廃止し、又はその放送を十二時間以上休止することができない。

○ただし、不可抗力による場合は、この限りでない。

2 協会は、その放送を休止したときは、前項の認可を受けた場合を除き、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない。

3 前二項の規定は、委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務の廃止又は休止について準用する。この場合において、第一項中「十二時間以上」とあるのは、「十二時間以上」(委託協会国際放送業務にあつては、「二十四時間以上」と読み替えるものとする)

(放送設備の譲渡等の制限)

第四十七条 (同上)

2 総務大臣は、前項の認可をしようとするときは、両議院の同意を得なければならぬ。ただし、協会が第九条第二項第四号又は第三項第一号の業務を行う場合については、この限りでない。

第四十八条及び第四十九条 削除

第四十九条 削除

第三章 一般放送事業者

第三章 (同上)

第五十一条（略）

2（略）

3 一の一般放送事業者（第五十二条の三十四に規定する特定地上系一般放送事業者及び受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。）の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。）又は委託して放送をさせる区域（以下この項において「放送区域等」という。）と他の一般放送事業者の放送区域等とが重複する場合において、その重複する部分が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域等の三分の二以上に当たるときは、又はその重複する部分の放送区域等の区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域等の区域内の人口の三分の二以上に当たるときは、これら的一般放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの一般放送事業者が共同して行う。

（有料放送）

第五十二条の四 有料放送（契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に關し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送を行う。以下同じ。）を行う一般放送事業者（以下「有料放送事業者」という。）は、国内受信者（有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締

第五十一条（同上）

2（同上）

3 一の一般放送事業者（受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。）の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同じ。）又は委託して放送をさせる区域（以下この項において「放送区域等」という。）と他の一般放送事業者の放送区域等とが重複する場合において、その重複する部分が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域等の三分の二以上に当たるときは、又はその重複する部分の放送区域等の区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域等の区域内の人口の三分の二以上に当たるときは、これら的一般放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの一般放送事業者が共同して行う。

（有料放送）

第五十二条の四 有料放送（契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備による受信に關し料金を支払う者によつて受信されることを目的とし、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送を行う。以下同じ。）を行う一般放送事業者（以下「有料放送事業者」という。）は、その有料放送が多重放送以外の放送（人工衛星の無線局により行われる放送を除く。）であるときは、国内受

結する者をいう。以下同じ。）に提供する当該有料放送の役務の料金を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

信者（有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者をいう。以下同じ。）に提供する当該有料放送の役務の料金を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

2| 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

3| 一 役務の料金が業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当なものであること。

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

4| 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送以外の放送でありますか、人工衛星の無線局により行われる放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該料金を変更しようとするときも、同様とする。

5| (同上)

6| 第四項の規定により契約約款で定めるべき提供条件について、総務大臣が標準契約約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、有料放送事業者が、標準契約約款と同一の契約約款を定めようとして又は現に定めている契約約款を標準契約約款と同一のものに変更しようとして、あらかじめその旨を総務大臣に届け出たときは、その契約約款については、同項の認可を受けたものとみなす。

7| 有料放送事業者は、その有料放送が多重放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の提供条件（料金を除く

。)について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

6| 有料放送事業者は、第一項の規定により届け出た料金及び第二項の認可を受けた契約約款又は前項の規定により届け出た契約約款（以下この章において「認可契約約款等」という。）以外の提供条件により国内受信者に対し有料放送の役務を提供してはならない。

7| (略)

第五十二条の六 (略)

(有料放送管理業務の届出)

第五十二条の六の二 有料放送の役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理を行うとともに、当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようになることを行う業務（以下「有料放送管理業務」という。）を行うととする者（総務省令で定める数以上の有料放送事業者のために有料放送管理業務を行うものに限る。）は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 業務の概要

三 その他総務省令で定める事項

8| 有料放送事業者は、第一項の認可を受け若しくは第三項の規定により届け出た料金及び第四項の認可を受けた契約約款又は前項の規定により届け出た契約約款（以下この章において「認可契約約款等」という。）以外の提供条件により国内受信者に対し有料放送の役務を提供してはならない。

9| (同上)

第五十二条の六 (同上)

2| 前項の規定による届出をした者（以下「有料放送管理事業者」という。）は、その届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（承継）

第五十二条の六の三 有料放送管理事業者が有料放送管理業務を行う事業の全部を譲渡し、又は有料放送管理事業者について相続、合併若しくは分割（有料放送管理業務を行う事業の全部を譲り受けるものに限る。）があつたときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の協議により有料放送管理業務を行う事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人は、当該有料放送管理事業者の地位を承継する。

2| 前項の規定により有料放送管理事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（業務の廃止等の届出）

第五十二条の六の四 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2| 有料放送管理事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人（解散が破産手続開始の決定による場合については、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（有料放送管理業務の実施に係る義務）

第五十二条の六の五 有料放送管理事業者は、有料放送管理業務（これに密接に関連する業務を含む。）に關し、総務省令で定めるところにより、業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置を講じなければならない。

（変更命令等）

第五十二条の七 総務大臣は、第五十二条の四第二項の認可を受けた契約約款に定める有料放送の役務の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、当該契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、第五十二条の四第一項の規定により届け出た有料放送の役務の料金又は同条第五項の規定により届け出た契約約款に定める有料放送の役務の提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、当該料金又は契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

3 総務大臣は、有料放送管理事業者が前条の規定に違反したときは、当該有料放送管理事業者に対し、国内受信者の利益を確保するため必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第五十二条の七 総務大臣は、第五十二条の四第一項の認可を受けた有料放送の役務の料金又は同条第四項の認可を受けた契約約款に定める有料放送の役務の提供条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、当該料金又は契約約款の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 総務大臣は、第五十二条の四第三項の規定により届け出た有料放送の役務の料金又は同条第七項の規定により届け出た契約約款に定める有料放送の役務の提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、当該料金又は契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

第五十二条の八 金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五条第二号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第五十二条の三十二第一項において同じ。）に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である一般放送事業者は、その株式を取得した電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号口に掲げる者（以下この条において「外国人等」という。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することにより次の請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主の氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

一（略）
2（略）

第三章の三 委託放送事業者

（承継）

第五十二条の十八（略）

2 委託放送事業者が委託放送業務を行う事業を譲渡し、又は委託放送事業者たる法人が合併若しくは分割（委託放送業務を行う事業を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて委託放送事業者の地位を承継することができる。

第五十二条の八 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五条第二号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である一般放送事業者は、その株式を取得した電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号口に掲げる者（以下「外国人等」という。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

一（同上）
2（同上）

第三章の三（同上）

（承継）

第五十二条の十八（同上）

2 委託放送事業者たる法人が合併又は分割（委託放送業務を行う事業を承継させるものに限る。）をしたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて委託放送事業者の地位を承継することができる。

可を受けて委託放送事業者の地位を承継することができる。

3 (略)

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第五十二条の二十八 委託放送事業者について第一章の二（次項に規定する委託放送事業者にあつては、第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二を除く。）及び第三章の規定を適用する場合においては、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第三条の五中「放送事項」とあるのは「委託放送事項（委託して行わせる放送の放送事項をいう。）」と、同条、第五十一条第一項、第五十一条の二及び第五十二条の二中「行う」とあるのは「委託して行わせる」と、第四条第一項中「したという」とあるのは「委託して行わせたという」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならない」とあるのは「委託して行わせた」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「したという」とあるのは「委託して行わせる」と、第四条第一項中「行う」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と、第五十二条中「その設備により又は他の放送事業者の設備を通じ」とあるのは「受託放送事業者の設備により」と、第五十二条の四第一項中「契約により」とあるのは「その放送を委託して行わせる者との契約により」と、「放送をいう」とあるのは「放送を委託して行わせること

3 (同上)

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第五十二条の二十八 委託放送事業者について第一章の二（次項に規定する委託放送事業者にあつては、第三条の二、第三条の三第二項及び第六条の二を除く。）及び第三章の規定を適用する場合においては、第三条の二及び第三条の三第二項中「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第三条の五中「放送事項」とあるのは「委託放送事項（委託して行わせる放送の放送事項をいう。）」と、同条、第五十一条第一項、第五十一条の二及び第五十二条の二中「行う」とあるのは「委託して行わせた」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「したという」とあるのは「委託して行わせた」と、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「してはならない」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六条中「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「をする」とあるのは「を委託して行わせる」と、第五十二条中「その設備により又は他の放送事業者の設備を通じ」とあるのは「受託放送事業者の設備により」と、第五十二条の四第一項中「契約により」とあるのは「その放送を委託して行わせる者との契約により」と、「放送をいう」とあるのは「放送を委託して行わせること

をいう」と、同条第二項中「以外の放送」とあるのは「以外の放送を委託して行わせるもの」と、同条第五項中「多重放送」とあるのは「多重放送を委託して行わせるもの」と、第五十二条の五中「において当該有料放送」とあるのは「において当該役務に係る放送」と、「により当該有料放送」とあるのは「により当該放送」と、第五十二条の六中「その有料放送」とあるのは「その有料放送の役務に係る放送を」と、第五十二条の六の二第一項中「当該有料放送」とあるのは「当該役務に係る放送」と、第五十二条の八第一項中「電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号口」とあるのは「第五十二条の十第三項第五号イからハまで」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）」とあるのは「同号ニ」と、同条第二項中「に欠格事由」とあるのは「に第五十二条の十三第一項第五号ニ」と、「同項の規定にかかわらず」とあるのは「同法第三十二条第二項の規定にかかわらず」と、「（欠格事由」とあるのは「（同号ニ」と読み替えるものとする。

2 (略)

第三章の四 認定放送持株会社

(定義)

第五十二条の二十九 この章において「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権（総株主又は総出資者の議決権（株式会社については、株主総会において決議をすることができる事項の全部に

をいう」と、同項及び同条第三項中「であるとき」とあるのは「を委託して行わせるものであるとき」と、同項及び同条第四項中「以外の放送」とあるのは「以外の放送を委託して行わせるもの」と、同条第七項中「多重放送」とあるのは「多重放送を委託して行わせるもの」と、第五十二条の五中「において当該有料放送」とあるのは「において当該役務に係る放送」と、「により当該有料放送」とあるのは「により当該放送」と、第五十二条の六中「その有料放送を」と、第五十二条の六中「その有料放送」とあるのは「その有料放送の役務に係る放送を」と、第五十二条の八第一項中「電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号口」とあるのは「第五十二条の十第三項第五号イからハまで」と、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由（次項において「欠格事由」という。）」とあるのは「同号ニ」と、同条第二項中「に欠格事由」とあるのは「に第五十二条の十三第一項第五号ニ」と、「同項の規定にかかわらず」とあるのは「同法第三十二条第二項の規定にかかわらず」と、「（欠格事由」とあるのは「（同号ニ」と読み替えるものとする。

2 (同上)

つき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条及び第五十二条の三十五において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

（認定）

第五十二条の三十 二以上の一般放送事業者（当該二以上の一般放送事業者に一以上の地上系一般放送事業者（人工衛星の無線局以外の無線局により放送を行う一般放送事業者をいう。以下同じ。）が含まれる場合に限る。以下この条、次条第一号並びに第五十二条の三十七第二項第一号及び第二号において同じ。）をその子会社とし、若しくはしようとする会社又は二以上の一般放送事業者をその子会社とする会社を設立しようとする者は、総務大臣の認定を受けることができる。

2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認定をしてはならない。

一 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社（以下この条において「申請対象会社」という。）が株式会社であること。

二 申請対象会社が、一般放送事業者でないこと。

三 申請対象会社の子会社（子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。）である一般放送事業者（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該申請対象会社の総資産の額（総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。）に対する割合が、常に百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。

四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。

五 申請対象会社が、次のイからリまでのいずれにも該当しないこと。

イ (1) 若しくは(2)に掲げる者が業務を執行する役員である株式会社又は(1)から(3)までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社

(1) 日本の国籍を有しない人
(2) 外国政府又はその代表者
(3) 外国の法人又は団体

ロ (1) に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの人により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占める株式会社（イに該当する場合を除く。）

(1) イ(1)から(3)までに掲げる者
(2) (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が

総務省令で定める割合以上である法人又は団体

ハ この法律、電波法又は電気通信役務利用放送法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式会社

二 第五十二条の二十三又は第五十二条の二十四第二項（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ホ 第五十二条の三十七第一項（第一号を除く。）又は第二項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

ヘ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第三項（第四号を除く。）若しくは第四項（第五号を除く。）の規定により免

許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者ト 電波法第二十七条の十五第一項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

チ 電波法第七十六条第五項（第三号を除く。）の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

リ 役員のうちに次のいづれかに該当する者のある株式会社

(1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

(2) 二からチまでのいづれかに該当する者

第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めると、
により

、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 認定を申請する者（認定を申請する者が申請対象会社である場合を除く。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 申請対象会社の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 三 申請対象会社の子会社である一般放送事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 四 その他総務省令で定める事項

- 4 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

（届出）

第五十二条の三十一 前条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社（以下「認定放送持株会社」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 二以上の一般放送事業者を子会社として保有することとなつたとき（当該認定を受けた際現に二以上の一般放送事業者を子会社として保有する場合を除く。）。
- 二 前条第三項第二号から第四号までに掲げる事項に変更があつたとき。

（外国人等の取得した株式の取扱い）

第五十二条の三十二 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している認定放送持株会社は、その株式を取得した外国人等（第五十二条の三十一第二項第五号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者をいう。）からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同号イ又はロに定める株式会社に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することとを拒むことができる。

第五十二条の八第二項から第四項までの規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項」と、「外国人等が同項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項に規定する外国人等が同法第三十条第一項」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第五十二条の三十第二項第五号イ又はロに定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、同法第三十二条第二項」と、「（欠格事由」とあるのは「（同号イ又はロに定める株式会社」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項及び同条第二項において準用する第五十二条の八第二項」と、「電波法第五条第四項第三号イ」とあるのは「第五十二条の三十一第二項第五号ロ(1)」と、「同号ロ」とあるのは「同号ロ(2)」と、「株式会社である一般放送事業者（人工衛星の無線局により放送を行う一般放送事業者を除く。）」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号に定める事由」とあるのは「同号ロに定める株式会社」と、「同号イ及びロ」とあるのは「同号ロ(1)及

び(2)」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十二条の三十二第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

(電波法の特例)

第五十二条の三十三 総務大臣が認定放送持株会社の子会社について電波法第七条第二項の規定による審査を行う場合における同項第四号の規定の適用については、同号中「定める放送」とあるのは「定める認定放送持株会社の子会社に係る放送」と、「(放送」とあるのは「(認定放送持株会社の子会社であることの特性を勘案しつつ、放送」とする。

(子会社の責務)

第五十二条の三十四 特定地上系一般放送事業者（認定放送持株会社の子会社である地上系一般放送事業者をいう。）は、国内放送の放送番組の編集に当たつては、その放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するよう努めるものとする。

(議決権の保有制限)

第五十二条の三十五 認定放送持株会社の株主名簿又は株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第一項の実質株主名簿に記載され、又は記録されている一の者がない、又は有するものとみなされる株式（その者と株式の所有関係その他の総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿又は同項の実質株主名簿に

記載され、又は記録されているもののが有し、又は有するものとみなされる当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。)のすべてについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主(特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるよう)に総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。

2) 前項の保有基準割合は、第二条の二第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上二分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合をいう。

(承継)

第五十二条の三十六 認定放送持株会社がその事業の全部を譲渡し、又は認定放送持株会社が合併若しくは会社分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該事業の全部を譲り受けた株式会社又は合併後存続する株式会社若しくは合併により設立された株式会社若しくは会社分割により当該事業の全部を承継した株式会社は、総務大臣の認可を受けて認定放送持株会社の地位を承継することができる。

2) 第五十二条の三十第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(認定の取消し)

第五十二条の三十七 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消さなければならぬ。い。

- 一 第五十二条の三十第二項第五号イからリまで（ホを除く。）のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 認定放送持株会社から認定の取消しの申請があつたとき。
 - 1 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
 - 一 認定を受けた日から六箇月以内に二以上の一般放送事業者を子会社として保有する株式会社とならなかつたとき。
 - 二 二以上の一般放送事業者を子会社として保有する会社でなくなつたとき。
 - 2 不正な手段により認定を受けたとき。
- 四 第五十二条の三十第二項各号（第五号を除く。）のいずれかに適合しなくなつたとき。

第五章 雜則

(資料の提出等)

第五十三条の八 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

(資料の提出等)

第五十三条の八 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令の定めるところにより、放送事業者に対しその業務に関し資料の提出を求めることができる。

第五十三条の八の二 総務大臣は、放送事業者（受託放送事業者を除く。）が、虚偽の説明により事実でない事項を事実であると誤解させるような放送であつて、國民經濟又は國民生活に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものを行い、又は委託して行わせたと認めるときは、当該放送事業者に対し、期間を定めて、同様の放送の再発の防止を図るための計画の策定及びその提出を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、公表するものとする。

（受信障害対策中継放送等）

第五十三条の九の三 電波法の規定により受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が行う放送は、これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送とみなして、第四条第一項、第六条、第三十二条第一項、第五十一条の二、第五十二条の四第一項、第二項及び第五項並びに第五十二条の五の規定を適用し、受信障害対策中継放送をする無線局の放送区域は、これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送局の放送区域とみなして、第五十一条第三項の規定を適用する。

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一 （略）

（受信障害対策中継放送等）

第五十三条の九の三 電波法の規定により受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者が行う放送は、これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送とみなして、第四条第一項、第六条、第三十二条第一項、第五十一条の二、第五十二条の四第一項、第四項及び第七項並びに第五十二条の五の規定を適用し、受信障害対策中継放送をする無線局の放送区域は、これを当該無線局の免許を受けた者が受信した放送を行う放送事業者の放送局の放送区域とみなして、第五十一条第三項の規定を適用する。

（電波監理審議会への諮問）

第五十三条の十 （同上）

一 （同上）

二 第八条の三第二項（定款変更の認可）、第九条第八項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、第九条第九項（提供基準の認可）、同条第十項（任意的業務の認可）、第九条の二の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構の出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の要請）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条第一項（放送設備の譲渡等の認可）、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第二項（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）又は第五十三条第一項（認定放送持株会社に関する認定）、第五十三条第一項（センターの指定）又は第五十三条の八の二第一項（再発防止計画）の規定による処分をしようとするとき。

三 第三十七条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及

二 第九条第七項（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）（中継国際放送の協定の認可）、同条第八項（任意的業務の認可）、第九条の二（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可）、第九条の四第一項（委託国内放送業務及び委託協会国際放送業務に関する認定）、第三十二条第二項及び第三項（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、第三十三条第一項（国際放送等の実施の命令）、第三十四条第一項（放送に関する研究の実施命令）、第三十七条の二第一項（収支予算等の認可）、第四十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第四十七条（放送設備の譲渡等の認可）、第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）（放送等の廃止又は休止の認可）、第五十二条の四第一項（有料放送の役務の料金の認可）、同条第四項（有料放送の役務の契約約款の認可）、第五十二条の七（有料放送の役務の料金又は契約約款の変更認可申請命令及び変更命令並びに有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令）、第五十二条の十一（受託放送役務の提供条件の変更命令）、第五十二条の十三第一項（委託放送業務に関する認定）、第五十二条の十七第一項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送事項の変更の許可）又は第五十三条第一項（センターの指定）の規定による処分をしようとするとき。

三 第三十七条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及

び資金計画に對して、又は第五十三条の八の二第二項の規定により同条第一項の計画に對して意見を付けようとするとき。

四 第五十二条の四第四項に規定する標準契約約款を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

五 第五十二条の二十四第二項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送業務に関する認定の取消し）第五十二条の三十七第二項（認定放送持株会社に関する認定の取消し）又は第五十三条の七第一項（センターの指定の取消し）の規定による処分をしようとするとき。

六 第五十二条の十三第一項第三号（委託放送業務に関する認定の基準）第五十二条の三十三の規定により読み替えて適用する電波法第七条第二項第四号（電波法の特例の基準）又は第五十二条の三十五第二項（保有基準割合）の規定による総務省令を制定し、又は変更しようとするとき。

2 (略)

第六章 罰則

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項から第三項まで及び第三十三条第三項の業務以外の業務を行つたとき。

二 第八条の三第二項、第九条第八項（第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第九項若しくは第十項、第

び資金計画に對して意見を付けようとするとき。

四 第五十二条の四第六項に規定する標準契約約款を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

五 第五十二条の二十四第二項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）（委託放送業務に関する認定の取消し）又は第五十三条の七第一項（センターの指定の取消し）の規定による処分をしようとするとき。

六 第五十二条の十三第一項第三号（委託放送業務に関する認定の基準）の規定による総務省令を制定し、又は変更しようとするとき。

2 (同上)

第六章 (同上)

第五十五条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項から第三項まで及び第三十三条第二項の業務以外の業務を行つたとき。

二 第九条第七項（第三十三条第三項において準用する場合を含む。）、同条第八項、第九条の二、第十二条第二項、第三十二

九条の二の二、第三十二条第二項若しくは第三項、第三十七条の二第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき又は第九条の四第一項の規定により認定を受けるべき場合に認定を受けなかつたとき。

三 第二十二条、第三十条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定に違反したとき。

第五十六条の二 次の各号のいづれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の四第一項の規定により届け出た料金及び同条第二項の規定による認可を受けた契約約款又は同条第五項の規定により届け出た契約約款によらないで、有料放送の役務を提供した者

二 （略）

三 第五十二条の六の二第一項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者

四（十）（略）

第五十六条の三 第五十二条の四第七項の規定に違反して契約約款を掲示しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

条第二項若しくは第三項、第三十七条の二第一項、第四十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第四十七条第一項若しくは第五十条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたとき又は第九条の四第一項の規定により認定を受けるべき場合に認定を受けなかつたとき。

三 第三十条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定に違反したとき。

第五十六条の二 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の四第一項の規定による認可を受け若しくは同条第三項の規定により届け出た料金及び同条第四項の規定による認可を受けた契約約款又は同条第七項の規定により届け出た契約約款によらないで、有料放送の役務を提供した者

二 （同上）

三（九）（同上）

第五十六条の三 第五十二条の四第九項の規定に違反して契約約款を掲示しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反して登記をするこ

とを怠つたとき。

二 第九条の五、第四十八条第二項（同条第三項において準用す

る場合を含む。）又は第五十条の三第二項（同条第三項におい

て準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をしないとき

三 第二十三条の二、第三十条の二又は第三十条の三の規定に違

反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第二十三条の五第一項又は第四十条の四第二項の規定による

調査を妨げたとき。

五 第三十八条第三項又は第四十条第四項の規定に違反して書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

2| 協会の子会社の役員が第二十三条の五第二項又は第四十条の四

第二項の規定による調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。

第五十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下過料に処する。

一 第五十二条の六の二第二項、第五十二条の六の三第二項、第五十二条の六の四第一項若しくは第二項、第五十二条の十八第一項、第五十二条の二十又は第五十二条の三十一の規定に違反して届出をしない者

第五十八条 協会又は学園の役員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反して登記することを怠り、又は第九条の五、第四十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第五十条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して届出をしないときは、二十万円以下の過料に処する。

第五十八条の二 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五十二条の十八第一項又は第五十二条の二十の規定に違反して届出をしない者

附 則

二 (同上)

附 則

(人工衛星の無線局により行われる放送についての特例)

18

（人工衛星の無線局により行われる放送についての特例）

当分の間、第五十二条の四第一項及び第三項中「人工衛星の無線局」とあるのは、「人工衛星の無線局（協会の放送局が開設されている人工衛星又はこれと同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に開設するものであり、かつ、その無線設備の適合する技術基準（電波法第三章に定める技術基準をいう。以下この項において同じ。）が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と同一であるものを除く。）」とする。

19

人工衛星の無線局（協会の放送局が開設されている人工衛星又はこれと同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に開設するものであり、かつ、その無線設備の適合する技術基準（電波法第三章に定める技術基準をいう。以下この項において同じ。）が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と同一であるものに限る。次項において同じ。）により有料放送（第五十二条の四に規定する有料放送をいう。）を行う者が当該有料放送の放送番組と同一の放送番組を新衛星放送局（人工衛星の無線局であつて当該協会の放送局が開設されている人工衛星又はこれと同一の軌道若しくは位置にある人工衛星に開設するものであり、かつ、その無線設備の適合する技術基準が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と異なるものであるものをいう。次項において同じ。）により放送を行う者に委託して同時に放送させる

委託有料放送（その放送を委託して行わせる者との契約により、その放送を受信することのできる受信設備を設置し、当該受信設備によらなければ受信することができないようにして行われる放送を委託して行わせることをいう。）について前項の規定を適用する場合においては、同項中「開設するものであり、かつ、その無線設備の適合する技術基準（電波法第三章に定める技術基準をいう。以下この項において同じ。）が当該協会の放送局の無線設備が適合している技術基準と同一であるもの」とあるのは、「開設するもの」と読み替えるものとする。

20
当分の間、人工衛星の無線局（その発射する電波に重畠して多重放送をする無線局を含む。）により国内放送を行う放送事業者が、当該国内放送の放送番組と同一の放送番組を電波法の規定により受託国内放送をする新衛星放送局の免許を受けた者に委託して同時に放送させる業務を行おうとする場合において、総務省令で定める期間内に、総務省令で定めるところにより、その旨を総務大臣に届け出たときは、当該業務について第五十二条の十三第一項の認定（協会にあつては、第九条の四第一項の認定）を受けたものとみなす。この場合において、総務大臣は、第五十二条の十四第一項第三号（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）の周波数を指定し、及び第五十二条の十四第二項（第九条の四第二項において準用する場合を含む。）の認定証を交付するものとする。

別表

一
東京都
神奈川県
埼玉県
群馬県
千葉県
茨城県

八	七	六	五	四	三	二
北海道	宮城県	鹿児島県	熊本県	愛媛県	大阪府	愛知県
	福島県		長崎県	徳島県	京都府	山梨県
				鳥取県	兵庫県	三重県
				島根県	奈良県	静岡県
				香川県	岡山県	長野県
				高知県	滋賀県	岐阜県
				大分県	山口県	新潟県
				佐賀県		石川県
				宮崎県		福井県

放送法等の一部を改正する法律案新旧対照条文
○電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 無線局の免許等
第一節 無線局の免許（第四条—第二十七条の十七）
第二節 無線局の登録（第二十七条の十八—第二十七条の三十四）
第三章 無線設備（第二十八条—第三十八条）
第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等
第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証（第三十八条の二—第三十八条の三十二）
第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認（第三十八条の三十三—第三十八条の三十八）
第四章 無線従事者（第三十九条—第五十一条）
第五章 運用
第一節 通則（第五十二条—第六十一条）
第二節 海岸局等の運用（第六十二条—第七十条）
第三節 航空局等の運用（第七十条の二—第七十条の六）
第四節 無線局の運用の特例（第七十条の七・第七十条の八）
第六章 監督（第七十一条—第八十二条）
第七章 異議申立て及び訴訟（第八十三条—第九十九条）
第七章の二 電波監理審議会（第九十九条の二—第九十九条の十四）
第八章 雜則（第一百条—第一百四条の五）

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 無線局の免許等
第一節 無線局の免許（第四条—第二十七条の十七）
第二節 無線局の登録（第二十七条の十八—第二十七条の三十四）
第三章 無線設備（第二十八条—第三十八条）
第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等
第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証（第三十八条の二—第三十八条の三十二）
第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認（第三十八条の三十三—第三十八条の三十八）
第四章 無線従事者（第三十九条—第五十一条）
第五章 運用
第一節 通則（第五十二条—第六十一条）
第二節 海岸局等の運用（第六十二条—第七十条）
第三節 航空局等の運用（第七十条の二—第七十条の六）
第六章 監督（第七十一条—第八十二条）
第七章 異議申立て及び訴訟（第八十三条—第九十九条）
第七章の二 電波監理審議会（第九十九条の二—第九十九条の十四）
第八章 雜則（第一百条—第一百四条の五）

現 行

第二章 無線局の免許等

第一節 無線局の免許

（欠格事由）

第五条（略）

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

一 実験等無線局（科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査に専用する無線局をいう。以下同じ。）

二（略）

三 船舶の無線局（船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。）を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ七に規定する船舶に開設するもの

四 航空機の無線局（航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百二十七条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの

五（八）（略）
3（5）

（免許の申請）

第二章 無線局の免許等

第一節 無線局の免許

（欠格事由）

第五条（同上）

2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。

一 実験無線局（科学又は技術の発達のための実験に専用する無線局をいう。以下同じ。）

二（同上）

三 船舶の無線局（船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第六号の電気通信業務をいう。以下同じ。）を行うことを目的とするもの以外のもの（実験無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ七に規定する船舶に開設するもの

四 航空機の無線局（航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外のもの（実験無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）であつて、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百二十七条ただし書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機に開設するもの

五（八）（同上）
3（5）

（免許の申請）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一（三）（略）

四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの）をいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外のものについては移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。）

五（八）（略）

九 他の無線局の第十四条第二項第二号の免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

2 放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次条第二項第二号及び第五号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十七条第一項において同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一（五）（略）

六 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するため必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容

3（8）（略）

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一（三）（同上）

四 無線設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局についてはその人工衛星の軌道又は位置、人工衛星局、船舶の無線局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的として船舶に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの）をいう。以下同じ。）、航空機の無線局（人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うものを除く。第四項において同じ。）及び航空機地球局（航空機に開設する無線局であつて、人工衛星局の中継によつてのみ無線通信を行うもの（実験無線局及びアマチュア無線局を除く。）をいう。以下同じ。）以外のものについては移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。）

五（八）（同上）

2 放送をする無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。第七項第四号、次条第二項第二号及び第四号並びに第三項、第十四条第三項並びに第十七条第一項において同じ。）の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一（五）（同上）

3（8）（同上）

（申請の審査）

第七条（略）

2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。
二 総務大臣が定める放送用周波数使用計画（放送をする無線局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。

三 当該業務を維持するに足りる財政的基礎があること。

四 総務省令で定める放送による表現の自由享有基準（放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されるようにするため、申請者に関し必要な事項を定める基準をいう。）に合致すること。

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

3 放送用周波数使用計画は、放送法第二条の二第一項の放送普及基本計画に定める同条第二項第三号の放送系の数の目標（次項において「放送系の数の目標」という。）の達成に資することとなるよう

に、第二十六条第一項に規定する周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち放送をする無線局に係るもの（次項において「放送用割当可能周波数」という。）の範囲内で、混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項を勘案して定めるものとする。

4 総務大臣は、放送系の数の目標、放送用割当可能周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するため必要な事項の変更により必要があると認めるときは、放送

（申請の審査）

第七条（同上）

2 （同上）

一 （同上）
二 （同上）

三 （同上）

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

3 （同上）

五 前各号に掲げるもののほか、総務省令で定める放送をする無線局の開設の根本的基準に合致すること。

5 、 総務大臣は、放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは 、 遅滞なく、これを公示しなければならない。	6 (略)	5 (電波の利用状況の調査等)	6 (同上)	5 (電波の利用状況の調査等)	6 (同上)	5 (電波の利用状況の調査等)
第二十六条の二 (略)	2 (略)	第二十六条の二 (略)	2 (略)	第二十六条の二 (同上)	2 (同上)	第二十六条の二 (同上)
総務大臣は、第三項の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。	5 (略)	総務大臣は、第三項の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人又は第二十七条の二十三第一項の登録人（以下「免許人等」という。）に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。	5 (略)	総務大臣は、第三項の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。	5 (略)	総務大臣は、第三項の評価の結果に基づき、周波数割当計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当計画の作成又は変更が免許人等に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
第二十七条の三 掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。	6 (略)	第二十七条の三 掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。	6 (略)	第二十七条の三 掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。	6 (略)	第二十七条の三 掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
八 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するため に必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内 容	2 (略)	八 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するため に必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内 容	2 (同上)	八 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するため に必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内 容	2 (同上)	八 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するため に必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内 容
第二十七条の十八 (登録)	第二節 無線局の登録	第二十七条の十八 (登録)	第二節 無線局の登録	第二十七条の十八 (登録)	第二節 無線局の登録	第二十七条の十八 (登録)

前項の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項（他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を含む。第二十七条の二十九第三項において同じ。）を記載した書類を添付しなければならない。

第三節 無線局の開設に関するあつせん等

（電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁）

第二十七条の三十五 免許等を受けて無線局（電気通信業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とするものに限る。以下この条において同じ。）を開設し、又は免許等を受けた無線局に関する周波数その他の総務省令で定める事項を変更しようとする者が、当該無線局の開設又は無線局に関する事項の変更により混信その他の妨害を与えるおそれがある他の無線局の免許人等に対し、妨害を防止するため必要な措置に関する契約の締結について協議を申し入れたにもかかわらず、当該他の無線局の免許人等が協議に応じず、又は協議が調わないときは、当事者は、電気通信事業紛争処理委員会（電気通信事業法第百四十四条第一項に規定する電気通信事業紛争処理委員会をいう。第三項及び第五項において「委員会」という。）に対し、あつせんを申請することができる。

2 電気通信事業法第百五十四条第二項から第六項までの規定は、前項のあつせんについて準用する。この場合において、同条第六項中「第三十五条第一項若しくは第二項の申立て、同条第三項の規定による裁定の申請又は次条第一項」とあるのは、「電波法第二十七条の三十五第三項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による協議が調わないときは、当事者の双方は、委員会に対し、仲裁を申請することができる。

4 電気通信事業法第百五十五条第二項から第四項までの規定は、前

前項の申請書には、開設の目的その他総務省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

項の仲裁について準用する。

5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第二十七条の三十六 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 運用

第一節 通則

(擬似空中線回路の使用)

第五十七条 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

一 (略)

二 実験等無線局を運用するとき。

(実験等無線局等の通信)

第五十八条 実験等無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

第四節 無線局の運用の特例

(非常時運用人による無線局の運用)

第七十条の七 無線局（その運用が、専ら第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。）の免許人等は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うと

項の仲裁について準用する。

5 第一項又は第三項の規定により委員会に対してするあつせん又は仲裁の申請は、総務大臣を経由してしなければならない。

(政令への委任)

第二十七条の三十六 前条に規定するもののほか、あつせん及び仲裁の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 運用

第一節 通則

(擬似空中線回路の使用)

第五十七条 無線局は、左に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

一 (同上)

二 実験無線局を運用するとき。

(実験等無線局等の通信)

第五十八条 実験等無線局及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。

第四節 無線局の運用の特例

(非常時運用人による無線局の運用)

第七十条の七 無線局（その運用が、専ら第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作によるものに限る。）の免許人等は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を行うと

2 きは、当該無線局の免許等が効力を有する間、当該無線局を自己以外の者に運用させることができる。
2 前項の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者（以下この条において「非常時運用人」という。）の氏名又は名称、非常時運用による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
3 前項に規定する免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
4 第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、非常時運用人について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
(登録人以外の者による登録局の運用)
第七十条の八 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局の登録が効力を有する間、当該登録局を自己以外の者に運用させることができる。ただし、登録人以外の者が第二十七条の二十第二項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するときは、この限りでない。
2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により自己以外の者に登録局を運用させた登録人について準用する。
3 第三十九条第四項及び第七項、第五十一条、第七十四条の二第二項、第七十六条第一項及び第二項、第七十六条の二の二並びに第八十一条の規定は、第一項の規定により登録局を運用する当該登録局の登録人以外の者について準用する。
4 前二項の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(報告等)

第八十条 無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき (第七十条の七第一項又は第七十条の八第一項の規定により無線局を運用させた免許人等以外の者が行つたときを含む。)。

二・三 (略)

第七章の二 電波監理審議会

(委員の任命)

第九十九条の三 委員は、公共の福祉に關し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、総務大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられた者

二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 放送事業者、電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者、放送法第五十二条の六の二第二項(電気通信役務利用放送法第十五条において準用する場合を含む。)に規定する有料放送管理事業者、放送法第五十二条の三十一

(報告等)

第八十条 無線局の免許人等は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

一 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行つたとき。

二・三 (同上)

第七章の二 電波監理審議会

(委員の任命)

第九十九条の三 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 放送事業者、電気通信役務利用放送法第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者(電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置され

に規定する認定放送持株会社、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者（電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者に限る。）、無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらとの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

四 前号に掲げる事業者の団体の役員（任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号、第二号及び第三号（免許等を要しない無線局）
- 、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第七項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第三号（放送をする無線局以外の無線局の開設の根本的基準）、同条第二項第四号（放送による表現の自由享有基準）、同項第五号（放送をする無線局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二第一項（特定無線局）、第二十七条の四第二号（特定無線局の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（登録）、第二十七条の二十三第一項（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無

る交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置する者に限る。）、無線設備の機器の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。）若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者（任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。）

四 （同上）

（必要的諮問事項）

第九十九条の十一 総務大臣は、次に掲げる場合には、電波監理審議会に諮問しなければならない。

- 一 第四条第一号、第二号及び第三号（免許等を要しない無線局）
- 、第四条の二（呼出符号又は呼出名称の指定）、第六条第七項（無線局の免許申請期間）、第七条第一項第三号及び第二項第四号（無線局の開設の根本的基準）、第八条第一項第三号（識別信号）、第九条第一項ただし書（許可を要しない工事設計変更）、第十三条第一項（無線局の免許の有効期間）、第十五条（簡易な免許手続）、第二十六条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二第一項（電波の利用状況の調査等）、第二十七条の二第一項（特定無線局）、第二十七条の四第二号（特定無線局の開設の根本的基準）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の五第三項（包括免許の有効期間）、第二十七条の十三第六項（開設計画の認定の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（登録）、第二十七条の二十三第一項（登録の有効期間）、第二十七条の二十三第一項（変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十第一項（包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更）、第二十七条の三十一（無

変更)、第二十七条の三十第一項(包括登録人に関する変更登録を要しない軽微な変更)、第二十七条の三十一(無線局の開設の届出)、第二十七条の三十五第一項(電気通信事業紛争処理委員会によるあつせん及び仲裁)、第二十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。) (電波の質)、第二十九条(受信設備の条件)、第三十条(第百条第五項において準用する場合を含む。) (安全施設)、第三十一条(周波数測定装置の備付け)、第三十二条(計器及び予備品の備付け)、第三十三条(義務船舶局の無線設備の機器)、第三十五条(義務船舶局等の無線設備の条件)、第三十六条(義務航空機局の条件)、第三十七条(無線設備の機器の検定)、第三十八条(第百条第五項において準用する場合を含む。) (技術基準)、第三十八条の二第一項(特定無線設備)、第三十八条の三十三第一項(特別特定無線設備)、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項(無線設備の操作)、第三十九条の十三(アマチュア無線局の無線設備の操作)、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号(無線従事者の養成課程に関する認定の基準等)、第四十七条(試験事務の実施)、第四十八条の三第一号(船舶局無線従事者証明の失效)、第四十九条(国家試験の細目等)、第五十条(遭難通信責任者の配置等)、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号(目的外使用)、第五十五条(運用許容時間外運用)、第六十二条(通信方法等)、第六十五条(聴守義務)、第六十六条第一項(遭難通信)、第六十七条第二項(緊急通信)、第七十条の四(聴守義務)、第七十条の五(航空機局の通信連絡)、第七十一条の三第四項(第七十一条の三の二第十一項において準用する場合を含む。) (給付金の支給基準)、第七十三条第一項(検査)、第一百条第一項第二号(高周波利用設備)、第一百二条の十三第一項(特定の周波数を使用する無線設備の指定)、第一百二条の十四第一項(指定無線設備の販売における告知等)、第一百二条の十四の二(情報通信の技術を利用する方法)、第一百二条の十八第一項(

、第三十条（第一百条第五項において準用する場合を含む。）（電波の質）、第二十九条（受信設備の条件）、第三十一条（周波数測定装置の備付け）、第三十二条（計器及び予備品の備付け）、第三十三条（義務船舶局の無線設備の機器）、第三十五条（義務船舶局等の無線設備の条件）、第三十六条（義務航空機局の条件）、第三十七条（無線設備の機器の検定）、第三十八条（第一百条第五項において準用する場合を含む。）（技術基準）、第三十八条の二第一項（特定無線設備）、第三十八条の三第三第一項（特別特定無線設備）、第三十九条第一項、第二項、第三項、第五項及び第七項（無線設備の操作）、第三十九条の十三ただし書（アマチュア無線局の無線設備の操作）、第四十一条第二項第二号、第三号及び第四号（無線従事者の養成課程に関する認定の基準等）、第四十七条（試験事務の実施）、第四十八条の三第一号（船舶局無線従事者証明の失効）、第四十九条（国家試験の細目等）、第五十条（遭難通信責任者の配置等）、第五十二条第一号、第二号、第三号及び第六号（目的外使用）、第五十五条（運用許容時間外運用）、第六十一条（通信方法等）、第六十五条（聴守義務）、第六十六条第一項（遭難通信）、第六十七条第二項（緊急通信）、第七十条の四（聴守義務）、第七十条の五（航空機局の通信連絡）、第七十一条の三第四項（第七十一条の三の二第二十一項において準用する場合を含む。）（給付金の支給基準）、第七十三条第一項（検査）、第一百条第一項第二号（高周波利用設備）、第一百条の十三第一項（特定の周波数を使用する無線設備の指定）、第一百条の十四第一項（指定無線設備の販売における告知等）、第一百条の十四の二（情報通信の技術を利用する方法）、第一百条の十八第一項（測定器等）、同条第九項（較正の業務の実施）並びに第一百三条の二第九項（電波利用料の徴収等）の規定による総務省令を制定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

測定器等)、同条第九項(較正の業務の実施)並びに第百三条の二第九項(電波利用料の徴収等)の規定による総務省令を制定し、変更し、又は廃止しようとするととき。

二 第七条第三項又は第四項の規定により放送用周波数使用計画を定め、又は変更しようとするととき、第二十六条第一項の周波数割当計画(同条第二項第四号に係る部分を除く。)を作成し、又は変更しようとするととき、第二十六条の二第三項の規定により電波の有効利用の程度を評価しようとするととき、第二十七条の十二第一項の開設指針を定め、又は変更しようとするととき及び第七十二条の二第二項の特定公示局を定め、又は変更しようとするととき。

三 (略)

四 第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、同条第四項若しくは第十七条第一項後段の規定による放送事項の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の十三第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第一百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第一百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第一百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定をしようとするとき。

2

前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をることができる。

二 第七条第三項又は第四項の規定による放送用周波数使用計画を定め、又は変更しようとするととき、第二十六条第一項の周波数割当計画(同条第二項第四号に係る部分を除く。)を作成し、又は変更しようとするととき、第二十六条の二第三項の規定により電波の有効利用の程度を評価しようとするととき、第二十七条の十二第一項の開設指針を定め、又は変更しようとするととき及び第七十二条の二第二項の特定公示局を定め、又は変更しようとするととき。

三 (同上)

四 第八条の規定による無線局の予備免許、第九条第一項の規定による工事設計変更の許可、第九条第四項若しくは第十七条第一項後段の規定による放送事項の変更の許可、第二十七条の五第一項の規定による包括免許、第二十七条の十三第一項の規定による開設計画の認定、第三十九条の二第一項の規定による指定講習機関の指定、第四十六条第一項の規定による指定試験機関の指定、第七十一条第一項の規定による無線局の周波数等の指定の変更若しくは登録局の周波数等若しくは人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令、第七十一条の三第一項の規定による指定周波数変更対策機関の指定、第一百二条の二第一項の規定による伝搬障害防止区域の指定、第一百二条の十七第一項の規定によるセンターの指定又は第一百二条の十八第一項の規定による指定較正機関の指定をしようとするとき。

2

前項第四号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をることができる。

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

二 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、かつ、第七十条の七第一項の規定又は第七十条の八第一項の規定によらないで、無線局を運用した者

三 (略)

七 第七十二条第一項（第七十条第五項において準用する場合を含む。）又は第七十六条第一項（第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条第五項において準用する場合を含む。）の規定によつて電波の発射又は運用を停止された無線局又は第七十条第一項の設備を運用した者

八 (略)

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

四 第七十六条第一項（第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による運用の制限に違反した者

五・六 (略)

第一百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

十六 第三十九条第四項（第七十条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 (略)

第一百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、無線局を開設し、又は運用した者

二 第四条の規定による免許又は第二十七条の十八第一項の規定による登録がないのに、無線局を開設した者

三 (略)

六 第七十二条第一項又は第七十六条第一項（以上の各規定を第七十条第五項において準用する場合を含む。）の規定によつて電波の発射又は運用を停止された無線局又は第七十条第一項の設備を運用した者

七 (略)

第一百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

四 第七十六条第一項（第七十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による運用の制限に違反した者

五・六 (同上)

第一百十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

十六 第三十九条第四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 (同上)

第一百四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十条（第九号及び第十号に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑
二 第百十条（第九号及び第十号に係る部分を除く。）、第一百十条の二又は第一百十一条から第百十三条まで 各本条の罰金刑

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一（十七）（略）
二 第百十条の七第二項（第七十条の八第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三十九（二十一）（略）

別表第六（第一百三条の二関係）

六 る の 項 に 掲 げ る 無 線 局 （ 略 ）	一（五 （略 ）	無 線 局 の 区 分	金 額
（略）	（略）	（略）	（略）

の 項 に 掲 げ る 無 線 局 並 び に 電 気 通 信 業 務 を 行 う こ と を	の 項 に 掲 げ る 無 線 局 並 び に 電 気 通 信 業 務 を	の 項 に 掲 げ る 無 線 局 （ 略 ）	の 項 に 掲 げ る 無 線 局 （ 略 ）
--	---	--	--

第一百四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百十条（第八号及び第九号に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑
二 第百十条（第八号及び第九号に係る部分を除く。）、第一百十条の二又は第一百十一条から第百十三条まで 各本条の罰金刑

第一百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一（十七）（同上）
二 第百十条（二十一）（同上）

別表第六（第一百三条の二関係）

六 る の 項 に 掲 げ る 無 線 局 （ 同 上 ）	一（五 （同 上 ）	無 線 局 の 区 分	金 額
（同上）	（同上）	（同上）	（同上）

備考 (略)	七 多重放送をする無線局 (三の項及び八の項に掲げる無線局を除く。) 八 実験等無線局及びアマチュア無線局 九 (略)	五百円 (略)	うことを目的とする無線局を除く。)
-----------	---	------------	-------------------

備考 (同上)	七 多重放送をする無線局 (三の項に掲げる無線局を除く。) 八 実験無線局及びアマチュア無線局 九 (同上)	(同上)	目的とする無線局を除く。)
------------	--	------	---------------

○有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（有線ラジオ放送番組の編集等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 放送法第四条（訂正放送等）、第五十二条（候補者放送）及び第五十三条の八の二（再発防止計画）の規定は、第二条第二号又は第三号の有線ラジオ放送の業務を行う者に準用する。この場合において、同法第五十三条の八の二第一項中「行い、又は委託して行われた」とあるのは、「行つた」と読み替えるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（業務の停止及び運用の制限）</p> <p>第八条（略）</p> <p>（審議会等への諮問）</p> <p>第八条の二 総務大臣は、第四条第二項において準用する放送法第五十三条の八の二第一項の規定により計画の策定及び提出を求め、又は同条第二項の規定により意見を付そうとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。</p>	<p>（有線ラジオ放送番組の編集等）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>2 放送法第四条（訂正放送等）及び第五十二条（候補者放送）の規定は、第二条第二号又は第三号の有線ラジオ放送の業務を行う者に準用する。</p> <p>3 （同上）</p> <p>（業務の停止及び運用の制限）</p> <p>第八条（同上）</p> <p>（審議会等への諮問）</p> <p>第八条の二 総務大臣は、第四条第二項において準用する放送法第五十三条の八の二第一項の規定により計画の策定及び提出を求め、又は同条第二項の規定により意見を付そうとするときは、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。</p>

第三章 業務	第三章 (同上)	現行
<p>(放送法の準用)</p> <p>第十七条 放送法第三条、第三条の二第一項及び第四項、第三条の三から第四条まで、第五十一条、第五十二条並びに第五十三条の八の二の規定は、有線テレビジョン放送（放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送を除く。）について準用する。この場合において、同法第三条の五中「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時的目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送」とあるのは「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送」とあるのは「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時的目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送」とあるのは「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送」と、同法第五十一条第一項中「委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）」とあるのは「委員七人」と、同条第三項中「の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同様。）又は委託して放送をさせる区域（以下この項において「放送区域等」という。）」とあり、及び「の放送区域等」とあるのは「の業務区域」と、同法第五十三条の八の二第一項中「行い、又は委託して行わせた」とあるのは「行つた」と読み替えるものとする。</p>	<p>(放送法の準用)</p> <p>第十七条 放送法第三条、第三条の二第一項及び第四項、第三条の三から第四条まで、第五十一条並びに第五十二条の規定は、有線テレビジョン放送（放送事業者のテレビジョン放送又はテレビジョン多重放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時にこれを再送信する有線テレビジョン放送を除く。）について準用する。この場合において、同法第三条の五中「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時的目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送」とあるのは「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時的目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送」とあるのは「経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送」と、同法第五十一条第一項中「委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）」とあるのは「委員七人」と、同条第三項中「の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいう。以下同様。）又は委託して放送をさせる区域（以下この項において「放送区域等」という。）」とあり、及び「の放送区域等」とあるのは「の業務区域」と読み替えるものとする。</p>	

(審議会等への諮問)

第二十六条の二 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合に
は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第
八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなけれ
ばならない。ただし、次の各号（第四号を除く。）に掲げる事項の
うち、当該審議会等が軽微な事項と認めるものについては、この限
りでない。

一・三 (略)

四 第十七条において準用する放送法第五十三条の八の二第一項の
規定により計画の策定及び提出を求め、又は同条第二項の規定に
より意見を付そうとするとき。

五・六 (略)

(審議会等への諮問)

第二十六条の二 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合に
は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第
八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなけれ
ばならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めるものにつ
いては、この限りでない。

一・三 (同上)

四・五 (同上)

○電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		第三節 業務	第三節 業務
		第二章 電気通信事業	第二章 電気通信事業
		（業務の改善命令）	（業務の改善命令）
2	2	第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するためには必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。	第二十九条 (同上)
	2	一〇八 (略)	一〇八 (同上)
	九〇十一 (略)	九〇一 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。	九〇二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の業務の方法が適切でないため、利用者の利益を阻害しているとき。
	(略)	一〇十二 (同上)	一〇八 (同上)
2	2	第四章 電気通信事業紛争処理委員会	第四章 電気通信事業紛争処理委員会
	第一節 設置及び組織	第一節 設置及び組織	第一節 設置及び組織
	(設置及び権限)	(設置及び権限)	(設置及び権限)
2	2	第一百四十四条 (略)	第一百四十四条 (同上)
2	2	委員会は、この法律及び電波法の規定によりその権限に属させらる事項を	委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を

れた事項を処理する。

処理する。

(委員の任命)

第一百四十七条 委員は、電気通信事業又は電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2・3 (略)

(委員の任命)

第一百四十七条 委員は、電気通信事業に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する。

2・3 (同上)

第三章 業務 （放送法の準用）	第三章 業務 （放送法の準用）
<p>第十五条 放送法第三条、第三条の二（第二項を除く。）、第三条の三から第五条まで、第五十一条から第五十二条の三まで及び第五十二条の二から第五十二条の六の五まで、第五十二条の七第三項、第五十二条の二十七、第五十三条の八及び第五十三条の八の二の規定は、電気通信役務利用放送（他の電気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信するものを除く。）について準用する。この場合において、同法第三条の二（第二項を除く。）、第三条の三から第三条の五まで、第四条第一項及び第二項並びに第五条中「放送事業者」とあり、同法第五十一条第二項及び第五十二条の二から第五十二条の三までの規定中「一般放送事業者」とあり、並びに同法第五十二条の二十七中「委託放送事業者」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者」と、同法第四条中「放送設備」とあり、及び同法第五十二条中「設備」とあるのは「電気通信役務利用放送設備」と、同法第五十二条中「設備」とあるのは「電気通信役務利用放送設備」と、同法第五十二条第一項中「一般放送事業者の審議機関は、委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の審議機関は、委員七人」と、同条第三項中「一般放送事業者（第五十二条の三十四に規定する特定地上系一般放送事業者及び受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。）の放送局の放送区域を第三項中「一般放送事業者（第五十二条の三十四に規定する特定地上系一般放送事業者及び受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。）の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいいて「放送区域等」という。）」とあり、及び「一般放送事業者の放送区域等」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の業務区域</p>	<p>第十五条 放送法第三条、第三条の二（第二項を除く。）、第三条の三から第五条まで、第五十一条から第五十二条の三まで及び第五十二条の二十七の規定は、電気通信役務利用放送（他の電気通信役務利用放送事業者の電気通信役務利用放送又は放送事業者の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にこれらを再送信するものを除く。）について準用する。この場合において、同法第三条の二（第二項を除く。）、第三条の三から第三条の五まで、第四条第一項及び第二項並びに第五条中「放送事業者」とあり、同法第五十一条第二項及び第五十二条の二から第五十二条の三までの規定中「一般放送事業者」とあり、並びに同法第五十二条の二十七中「委託放送事業者」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者」と、同法第四条中「放送設備」とあり、及び同法第五十二条中「設備」とあるのは「電気通信役務利用放送設備」と、同法第五十二条第一項中「一般放送事業者の審議機関は、委員七人（専ら多重放送を行う一般放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める七人未満の員数）」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の審議機関は、委員七人」と、同条第三項中「一般放送事業者（第五十二条の三十四に規定する特定地上系一般放送事業者及び受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。）の放送局の放送区域（電波法第十四条第三項第三号の放送区域をいいて「放送区域等」という。）」とあり、及び「一般放送事業者の放送区域等」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の業務区域</p>

委託して放送をさせる区域（以下この項において「放送区域等」という。）」とあり、及び「一般放送事業者の放送区域等」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の業務区域」と、「部分の放送区域等」とあるのは「部分の業務区域」と、「これらの一般放送事業者」とあるのは「これらの電気通信役務利用放送事業者」と、同法第五十二条中「放送事業者の」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の」と、同法第五十二条の六の二第一項中「有料放送の」と

「と、「部分の放送区域等」とあるのは「部分の業務区域」と、「これら的一般放送事業者」とあるのは「これらの電気通信役務利用放送事業者」と、同法第五十二条中「放送事業者の」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者の」と、同法第五十二条の二十七中「受託内外放送」とあるのは「国内及び外国において受信されることを目的とする電気通信役務利用放送」と、「放送対象地域」とあるのは「業務区域」と読み替えるものとする。

あるのは「有料の電気通信役務利用放送の」と、「有料放送事業者」とあるのは「有料の電気通信役務利用放送の役務を提供する電気通信役務利用放送事業者」と、同法第五十二条の七第三項中「国内受信者」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料の電気通信役務利用放送の役務の提供を受ける契約を締結する者」と、同法第五十二条の二十七中「受託内外放送」とあるのは「国内及び外国において受信されることを目的とする電気通信役務利用放送」と、「放送対象地域」とあるのは「業務区域」と、同法第五十三条の八中「放送事業者、有料放送管理事業者又は認定放送持株会社」とあるのは「有料放送管理事業者」と、同法第五十三条の八の二第一項中「放送事業者（受託放送事業者を除く。）」とあるのは「電気通信役務利用放送事業者」と、「行い、又は委託して行わせた」とあるのは「行つた」と、「当該放送事業者」とあるのは「当該電気通信役務利用放送事業者」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(電波監理審議会への諮問)

第十八条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。

一一一
(同上)

第四章
(同上)

(電波監理審議会への諮詢)

卷之三

第四章
(同上)

による命令

四 (略)

三 (同上)

五 第十五条において準用する放送法第五十三条の八の二第一項の規定による計画の策定及び提出の求め又は同条第二項の規定による意見の付与

2 前項各号（第二号及び第五号を除く。）に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

（意見の聴取）

第十九条 (略)

2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項第三号から第五号までの規定により諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。

3 (略)

第五章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第一項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者

四 第十五条において準用する放送法第五十二条の七第三項の規定による命令に違反した者

2 (略)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六条第四項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項又

による命令

四 (略)

三 (同上)

五 第十五条において準用する放送法第五十三条の八の二第一項の規定による計画の策定及び提出の求め又は同条第二項の規定による意見の付与

2 前項第一号及び第三号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

（意見の聴取）

第十九条 (同上)

2 電波監理審議会は、前項の場合のほか、前条第一項第三号の規定により諮問を受けた場合において必要があると認めるときは、意見の聴取を行うことができる。

3 (同上)

第五章 (同上)

第二十六条 (同上)

一・二 (同上)

三 第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第一項の規定に違反して有料放送管理業務を行つた者

四 第十五条において準用する放送法第五十二条の七第三項の規定による命令に違反した者

2 (同上)

第二十九条 第六条第四項、第七条第二項又は第八条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第六条第四項、第七条第二項、第八条第一項若しくは第二項又

は第十五条において準用する放送法第五十二条の六の二第二項、第五十二条の六の三第二項、第五十二条の六の四第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条において準用する放送法第五十三条の八の規定による資料の提出を怠り、又は虚偽の資料を提出した者

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第十三条関係） 放送法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

		別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条～第十七条、第十七条の三～第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）	
		改正案	
		現行	
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準
登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	税率	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	税率
一～五十三 (略)		一～五十三 (略)	
五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点検事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録		五十四 無線局の免許若しくは登録又は無線設備等に係る点検事業者若しくは外国点検事業者の登録、特定無線設備に係る登録証明機関の登録若しくは周波数の使用に係る登録周波数終了対策機関の登録	
(一) 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二項第一号（欠格事由）に規定する実験等無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。	無線局の数 一局につき三万円（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円）	(一) 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条（無線局の開設）の無線局の免許（再免許及び同法第五条第二項第一号（欠格事由）に規定する実験等無線局その他政令で定める無線局の免許を除く。	無線局の数 一局につき三万円（電波法第五条第四項の放送をする無線局については、十五万円）
五十五 委託放送事業者の認定又は認定放送持株会社の認定	認定件数 (略)	五十五 委託放送事業者の認定	認定件数 (略)
(一) 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三第一項（認定（認定）の委託放送事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数 一件につき九万円	(一) 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の十三第一項（認定（認定）の委託放送事業者の認定（更新の認定を除く。）	認定件数 一件につき九万円

定(認定)の認定放送持株会社の認

五万円

五六〇百五十八(同上)

放送法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

第二章 放送大学学園

（役員）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、放送大学学園の役員となることができない。

一 (略)

二 放送法第十六条第三項第二号又は第五号から第七号までに掲げる者

三 (略)

一 (同上)

二 放送法第十六条第四項第二号又は第五号から第七号までに掲げる者

三 (同上)

第二章 (同上)

（役員）

第五条 (同上)

現 行

放送法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案

附 則

（放送法の一部改正）

第六十四条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次の
ようにより改正する。

第四十二条第八項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法
律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三
年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）」に改める。

第五十二条第八項中「株券等の保管及び振替に関する法律（
昭和五十九年法律第三十号）第三十一条第一項」を「社債等振替法
第一百五十二条第一項又は第八項」に、「同法第三十条第一項に規定
する実質株主のうちの」を「株主のうち」に、「同項の規定により
各自有するものとみなされる」を「有する」に、「同法第三十二条
第二項」を「社債等振替法第一百五十二条第一項」に、「実質株主名
簿」を「株主名簿」に改め、同条第三項中「株主名簿又は実質株主
名簿」を「株主名簿」に、「有し、又は有するものとみなされる」
を「有する」に改める。

第五十二条二十八第一項中「同法第三十二条第二項」を「社債
等振替法第一百五十二条第一項」に改める。

第五十二条二十九の見出しを「（定義等）」に改め、同条に次
の一項を加える。

2 前項の場合において、会社が保有する議決権には、社債等振替
法第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により發行
者に對抗することができない株式に係る議決権を含むものとする

現 行

附 則

（放送法の一部改正）

第六十四条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次の
ようにより改正する。

第四十二条第八項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法
律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三
年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）」に改める。

第五十二条第八項中「株券等の保管及び振替に関する法律（
昭和五十九年法律第三十号）第三十一条第一項」を「社債等振替法
第一百五十二条第一項又は第八項」に、「同法第三十条第一項に規定
する実質株主のうちの」を「株主のうち」に、「同項の規定により
各自有するものとみなされる」を「有する」に、「同法第三十二条
第二項」を「社債等振替法第一百五十二条第一項」に、「実質株主名
簿」を「株主名簿」に改め、同条第三項中「株主名簿又は実質株主
名簿」を「株主名簿」に、「有し、又は有するものとみなされる」
を「有する」に改める。

第五十二条二十八第一項中「同法第三十二条第二項」を「社債
等振替法第一百五十二条第一項」に改める。

第五十二条二十九の見出しを「（定義等）」に改め、同条に次
の一項を加える。

2 前項の場合において、会社が保有する議決権には、社債等振替
法第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により發行
者に對抗することができない株式に係る議決権を含むものとする

第五十二条の三十二第二項中「外国人等が同項」及び「外国人等が同法第三十条第一項」を「外国人等」に、「同法第三十二条第二項」を「社債等振替法第百五十二条第一項」に改める。

第五十二条の三十五第一項中「株主名簿又は株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第一項の実質株主名簿」及び「株主名簿又は同項の実質株主名簿」を「株主名簿」に、「有し、又は有するものとみなされる」を「有する」に改める。

放送法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第四款 電気通信事業紛争処理委員会</p> <p>第十九条 電気通信事業紛争処理委員会については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。</p>	<p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第四款 電気通信事業紛争処理委員会</p> <p>第十九条 電気通信事業紛争処理委員会については、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>
<p>第五款 電波監理審議会</p> <p>第二十条 電波監理審議会については、電波法、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）及び電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。</p>	<p>第五款 電波監理審議会</p> <p>第二十条 電波監理審議会については、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）及び電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。</p>